(66)　名称　重光　孝司
　　住所　東京都港区赤坂８－４－10－2102
(67)　名称　武永　修一
　　住所　東京都港区南青山１－３－１－4105
(68)　名称　塚本　大地
　　住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷３－12－１
　　ＴＨＥ　ＫＩＴＡ　301
(69)　名称　土井悠之介
　　住所　東京都世田谷区等々力５－20－９
(70)　名称　長嶋　義和
　　住所　東京都新宿区西新宿六丁目20番７号
　　4302号
(71)　名称　新居　英一
　　住所　東京都渋谷区神宮前１－14－30－
　　517
(72)　名称　古川　徳厚
　　住所　東京都品川区上大崎３－１－30－
　　3207
(73)　名称　三鬼紘太郎
　　住所　東京都港区虎ノ門４－１－34－2506
(74)　名称　三崎　優太
　　住所　東京都渋谷区猿楽町５－２　ＤＯＯ
　　ＲＳ　ＳＡＲＵＧＡＫＵＴＹＯ
　　006号室
(75)　名称　南塚　正人
　　住所　東京都渋谷区千駄ヶ谷１－７－17
(76)　名称　山内　万丈
　　住所　東京都港区麻布台１丁目３番２－
　　6202号
(77)　名称　バークレイズ・キャピタル・インク
　　住所　米国ニューヨーク州　10019、ニュー
　　ヨーク市、７番街745番地
(78)　名称　バークレイズ・キャピタル・セキュ
　　リティーズ・リミテッド
　　住所　英国ロンドン市イー14・５エイチ
　　ピー・チャーチル・プレイス１
(79)　名称　アルタ　アセット　マネジメント
　　リミテッド
　　住所　香港　クオリーベイ　キングスロー
　　ド　728　ケー11　アトリエキング
　　スロード　フラット　３Ａ　９階
(80)　名称　ノヴァキャピタルリミテッド
　　住所　ボノボロード　モヘリフォンボニア
　　イランド　コモロスユニオン
(81)　名称　オーストラリア・アンド・ニュー
　　ジーランド・バンキング・グルー
　　プ・リミテッド
　　住所　オーストラリア国、ヴィクトリア州
　　3008、ドックランズ、コリンズ・ス
　　トリート833番、９階
(82)　名称　ゴールドマン・サックス・バンク・
　　ヨーロッパ・エスイー
　　住所　ドイツ連邦共和国　フランクフル
　　ト・アム・マイン　60329　タウヌ
　　スアンラーゲ９－10　マリアンタ
　　ワー
(83)　名称　ジェー・ピー・モルガン・チェー
　　ス・バンク・ナショナル・アソシ
　　エーション
　　住所　アメリカ合衆国オハイオ州　43240、
　　コロンバス市、ポラリス・パーク
　　ウェイ　1111
(84)　名称　バークレイズ・バンク・ピーエル
　　シー（バークレイズ銀行）
　　住所　英国ロンドン市イー14・５エイチ
　　ピー・チャーチル・プレイス１
(85)　名称　株式会社ＫＢ損害保険
　　住所　大韓民国ソウル特別市江南区テヘラ
　　ン路117

２　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　令和７年５月１日から令和９年４月30日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第７項の規定により届出のあった事項について、同条第10項に基づき次のとおり公告する。

令和７年４月30日

金融庁長官　井藤　英樹

１　所在地の変更のあった者

(1)　名称　株式会社エネウィル
　　変更後の所在地　東京都千代田区丸の内
　　２－１－１

(2)　名称　Ｊ－ＳＴＡＲ株式会社
　　変更後の所在地　東京都千代田区有楽町一
　　丁目13番２号　第一生命日比谷ファース
　　ト18階

２　名称の変更のあった者

(1)　変更前の名称　フクシマガリレイ株式会社
　　変更後の名称　ガリレイ株式会社

３　名称・所在地の変更のあった者

(1)　変更前の名称　フューチャーベンチャー
　　キャピタル株式会社
　　変更後の名称　ミライドア株式会社
　　変更後の所在地　東京都港区六本木一丁目
　　９番９号

適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第５項の規定により届出のあった事項について、同条第７項に基づき次のとおり公告する。

令和７年４月30日

金融庁長官　井藤　英樹
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

名称の変更のあった者
　変更前の名称　株式会社Ｄ＆Ｉインベストメント
　変更後の名称　株式会社ＤＯＥ５パーセント

適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和７年４月30日

金融庁長官　井藤　英樹
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　浅尾慶一郎

１　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等
　名称　株式会社ＤＯＥ５パーセント
　所在地　東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目20番６号
　　北参道96ビルＡＮＮＥＸ

２　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和７年５月１日から令和９年４月30日まで

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和７年４月30日

九州地方整備局長　森田　康夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

本件は、九州地方整備局の統一河川情報設備（以下「当該設備」という。）の改造に関する公示である。

改造とは、統一河川情報設備の改造（河川管理施設及びダム情報の収集、処理、配信等の機能改造）を行うものであり、設備の「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該設備の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、機能改造にあたり、既設設備の設計思想、技術的ノウハウの熟知が必要である。

よって、本改造は、当該設備の製作者（以下「特定法人」）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で４の応募要件を満たし、当該設備の改造の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

(1)　件名　令和７年度九州地方整備局統一河川情報設備改造
(2)　対象設備　統一河川情報設備
(3)　業務内容　統一河川情報設備改造１式
(4)　履行期間　契約締結の翌日から令和８年２月27日
(5)　概算金額　概ね18百万円

３　業務目的

本業務は、新たな河川情報のデータ取り込み及びデータ配信を行うため、統一河川情報設備の改造を行うものである。